

民間路線バス運行事業者を支援します！

生活路線維持支援給付金

町内を運行する民間路線バス運行事業者へエネルギー価格高騰に対する影響の緩和、原油価格高騰や運転手不足等、事業継続のための支援を行うことで、町の生活路線の維持を図ります。

■給付額

町内を走る路線バス(鳩山ニュータウン線、大橋線、東京電機大学線)の3路線を対象に、基本額は事業者**1社あたり100万円**、加算額として**1路線あたり10万円**を補助します。



問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

国事業

令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金等

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するために、令和6年度住民税非課税世帯(住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯を除く)の世帯主に対し、1世帯当たり3万円を支給します。

また、上記の「令和6年度非課税世帯生活支援給付金の対象世帯」のうち、平成18年4月2日以降に生まれたこどものいる世帯に対し、子ども1人当たり2万円を追加で支給します。

■申請方法

①支給要件、口座情報を把握している世帯

令和7年3月上旬に「支給決定通知書兼振込予定通知書」を送付します。令和7年3月下旬に振込を予定しています。

※振込口座に変更がない場合は、手続きが不要

②支給要件のみ把握している世帯

令和7年3月上旬に「支給要件確認書」を送付します。振込口座を記入し、必要書類を添付の上、ご返送ください。申請受付後、1か月程度で振込を予定しています。

※申請期限は令和7年6月30日(月)まで(当

日消印有効)

※この給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、差押禁止等及び非課税の対象です。

※令和6年度の住民税等が未申告の世帯の方は、ご家族全員の住民税等の申告(令和6年1月1日の住所地で申告をお願いします。)をしていたき、非課税世帯に該当した場合は、今回の給付金の対象になります。

対象者

- ・基準日(令和6年12月13日)に鳩山町に住民登録がある世帯
- ・世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯

支給額 1世帯あたり **3万円**

18歳以下のこどもがいる場合、1人あたり2万円追加支給

問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1241



特殊詐欺や個人情報の詐欺にご注意ください！

自宅に給付金をかたった不審な電話や郵便物があつた場合には、警察署や警察相談専用電話(☎9110)に連絡してください。

物価高騰に対する



空き巣等の犯罪の防止のために！

住宅等防犯対策補助金

町では、空き巣等の犯罪を未然に防止するために、町内の住宅において、防犯対策を実施する方に対し、町が費用の一部を補助します。

■申請条件

- ・令和7年4月1日から令和7年12月26日まで
- に実施した右記の防犯対策が対象
- ・販売店等で購入・設置したもの
- ・申請は町内の1つの住宅等につき1回のみ

■受付期間

令和7年4月1日から令和7年12月26日まで
※予算の上限に達した場合は、申請期間中に受付を終了する場合があります。

■対象者 当該補助対象事業を実施した町内の住宅等の所有者、使用者

■申請方法 次の①から④の書類を用意して、役場地域創生環境課窓口へ提出または郵送してください。

- ①住宅等防犯対策補助金交付申請書兼請求書
- ②補助対象事業の領収書
- ③購入物や施工の内容が記載された書類
- ④設置・取付したことが分かる写真、住宅等を使用していることを証する書類
- ⑤その他町長が必要とするもの

稲作農家を支援します！

稲作経営継続支援給付金

エネルギーや肥料を含む農業用資機材等の物価高騰による影響を受けた、町内稲作経営事業者に対し、埼玉中央農業協同組合(JA)の令和6年産米出荷数に応じて、給付金を支給します。

給付対象者には、すでに2月3日(月)に通知及び申請書を発送しました。

町では、昨今のエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民の皆さんや事業者の皆さんに対して、安全・安心して生活が送れるように、町独自の支援事業を実施します。(一部国事業)

なお、この支援事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として活用し、実施します。このページでは、支援事業の内容について、ご紹介します。



対象となる防犯対策

- ① 防犯カメラの設置
※設置場所及び撮影範囲が住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること
- ② 防犯フィルムの取付け(災害用ガラス飛散防止フィルム等は対象外)
- ③ 人感センサーライトの設置
- ④ モニター付きインターホンの取付け
- ⑤ 防犯性の高い錠・補助錠の取付け
- ⑥ センサーアラームの取付け
- ⑦ 詐欺被害防止電話機器の設置
- ⑧ その他町長が認める器具等の取付け

補助割合 **実支出額の2分の1(上限2万円)**

※1,000円未満の端数がある場合は切捨て
※複数の購入や設置を合わせて申請することもできます。補助額の上限は変わりません。
※5,000円以上の商品の購入等が補助対象です。

問合せ 役場地域創生環境課 ☎ 296-5894



支給額 米1袋につき **1,500円**

支給方法 給付決定後、農協口座へ支給

受付期間 **3月7日(金)まで**
※同封の返信用封筒にて郵送で申請してください。

問合せ 役場産業振興課 ☎ 296-5895